

○近畿地方整備局告示第61号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年4月10日

近畿地方整備局長 見坂 茂範

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一般国道370号改築工事(美里4工区・和歌山県海草郡紀美野町毛原下字小久保地内から同町小西字大西地内まで)並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県海草郡紀美野町毛原下字小久保、字山戸、字赤地及び字神田並びに小西字大西及び字三口原地内
- 2 使用の部分 和歌山県海草郡紀美野町毛原下字山戸及び字神田並びに小西字大西及び字三口原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道370号改築工事（美里4工区）並びにこれに伴う町道及び

一級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県海草郡紀美野町田字北原地内から同町小西字大西地内までの延長 2,720mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 370 号改築工事（美里 4 工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第 3 条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により阻害される一級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である和歌山県は、同法第 74 条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 370 号（以下「本路線」という。）は、和歌山県海南市を

起点とし、奈良県奈良市に至る延長 128.8 kmの主要幹線道路である。

本路線は、和歌山県内において、県道海南金屋線または一般国道 42 号を介して、阪和自動車道の海南東インターチェンジや海南インターチェンジへ連絡するなど交通の利便性に優れているほか、和歌山県地域防災計画における「第 2 次緊急輸送道路」に指定されていることから、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が複数存在し、追突事故等の交通事故が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な 2 車線の道路が整備されることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧 I 類として掲載されているキイロヤマトンボ、絶滅危惧 I B 類として掲載されているコミミズク、環境省レッドリストに絶滅危惧 I 類として掲載

されているカスガコギセル、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているオオヨシゴイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているホソバヒメトラノオ、準絶滅危惧として掲載されているイワシモツケ（キイシモツケ）が重要な種として確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、和歌山県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、現道における車道幅員の狭小及び線形不良を解消し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を整備する事業であり、本体事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である現道拡幅及びトンネルルート案のほか、トンネルルート案及び現道拡幅ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、移転が必要となる住家の件数が最も少なく、施工性に優れ、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な

面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は線形不良区間等が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道 370 号海南紀美野間改修促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要

があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県海草郡
紀美野町役場